

**資料特別利用許可申請書について**  
**—写真の利用・資料の熟覧(閲覧)・撮影・模写等の申し込み—**

1 さきたま史跡の博物館の所蔵資料(金錯銘鉄剣等国宝の写真原板を含む)や埼玉県文化財収蔵施設で保管する県教育委員会所有の埋蔵文化財(発掘調査による出土資料)の利用を希望される場合は、当館に資料の有無や利用の可否を確認のうえ、資料特別利用許可申請書(様式第1号:当館ホームページ「利用案内」→「申請書等」でダウンロード可能)と返信用封筒(切手貼付)をご提出ください。

審査後許可書を発行してからの利用となります。

連絡・提出先: さきたま史跡の博物館 資料・展示担当

電話・ファックス : 0493-81-3516

〒369-0108 埼玉県熊谷市船木台4-4-1(埼玉県文化財収蔵施設内)

2 原則として、さきたま史跡の博物館所蔵資料(金錯銘鉄剣等国宝の写真原板を含む)の利用には料金が必要です。

熟覧(閲覧)	1点1日につき1,250円	模写・模造	1点1日につき2,500円
撮影	1点1日につき4,180円	原板使用	1点1日につき3,130円

※国・県・市町村主催の文化・教育関係事業に利用する場合は免除することができます。その場合はあわせて観覧料等減免申請書をご提出ください(様式第3号:当館ホームページ「利用案内」→「申請書等」でダウンロード可能)。

3 申請書が到着してから許可書を発行するまでに約7日程度かかります。

4 有料の写真原板の場合は許可書に同封した納入通知書を使って利用料の振り込みをしていただきます。振り込みを確認してから写真原板・データをお送りしますので、余裕を持った日程で資料特別利用許可申請書の提出をお願いします。

5 申請書への押印は不要です。

6 「利用日時」は予定日・期間を記入してください。写真原板の利用は編集作業等で実際に使用する日を記入してください。

7 「利用目的」が印刷物の場合は、どのような形で掲載するのかを明記するとともに、企画書や趣旨書、要項等(写し)を添付してください。

例:〇〇〇社発行『書籍名』(発行予定年月日)に写真掲載のため。

8 写真原板の使用については、原則として電子データで提供しますので、申請者の欄に電子メールアドレスを併記してください。

以上、ご不明な点は上記、資料・展示担当にお問い合わせください。

令和4年4月19日改訂